

Topics トピックス

監査委員の選任

市では、令和3年第4回調布市議会定例会で議会の同意を得て、令和4年1月1日付けで小山 敦さん(新任)を選任しました。任期は令和7年12月31日までの4年です。(総務課)

教育委員会委員の任命

市では、令和3年第4回調布市議会定例会で議会の同意を得て、令和3年12月18日付けで奈尾 芳さん(再任)を任命しました。任期は令和7年12月17日までの4年です。(総務課)

人権擁護委員の委嘱

人権擁護委員は、各市町村で地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いや人権侵害の被害者救済のほか、人権に関心を持ってもらえるような活動を行っています。地域住民の中から人格識見が高く人権擁護に理解のある方を市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱します。

令和4年1月1日付けで遠藤弘行さん(再任)が委嘱をされました。任期は3年です。
調布市民相談課 ☎481-7032・3

マイナポイント第2弾開始～対象者拡大～

1月1日から、マイナンバーカードを取得した方でマイナポイント(最大5000円相当)を申し込んでいない方は、カードの申請時期にかかわらず全て申し込みが可能となりました。また、令和3年12月末までにマイナポイントを申し込んだ方で、2万円のチャージや買い物を行っていない方(5000ポイントの付与権利を満たしていない方)の1月1日以降のチャージや買い物に対しても、上限までポイントが受け取れます。

※令和3年12月末で終了した決済サービスと、令和4年1月から新たに対象となる決済サービスがあるため要注意

●市役所でのマイナポイント予約申し込み支援

パソコンやスマートフォンをお持ちでない場合、専用端末によるマイナポイント予約・申し込みのサポートを行っています。

調布市マイナンバーカード第2窓口(市役所1階101会議室)

調平日午前8時30分～午後4時30分、休日(第2土曜日・第4日曜日)午前9時～午後1時

調布市マイナンバーカード、マイナンバーカード取得時に設定した「利用者証明用電子証明書(暗証番号数字4桁)」、マイナポイントを申し込む決済サービスのカードやアプリなど

※スマートフォンなどでの事前登録が必要な決済サービスもあるため要注意

調布市マイナポイントの申し込み手順などの詳細は市報(右のQRコードからアクセス可)参照

調布市マイナンバーコールセンター ☎0570-00-7211(つながらない場合 ☎03-5427-3272)、市民課 ☎481-7041～3

おしえて! マイナンバー Q&A 78

Q マイナンバー(個人番号)カードを紛失した場合にはどうすればいいですか。

A 次の①～③の通り連絡してください。

①最寄の警察署・交番へ遺失物の届け出

②コールセンター ☎0120-95-0178(24時間365日受け付け)へ連絡しマイナンバー(個人番号)カードの一時利用停止

③マイナンバー(個人番号)カードの再発行(調布市マイナンバーコールセンター ☎0570-00-7211 ※つながらない場合は ☎03-5427-3272)

※詳細は市または国(内閣官房)参照

調布市マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178・☎0120-601-785(24時間365日受け付け)

個人番号カードコールセンター ☎0570-783-578

※つながらない場合は ☎050-3818-1250 (企画経営課)



広報用ロゴマーク「マイナちゃん」

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

調布市(令和3年12月10日)時点で、世帯全員が、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯②令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員の収入が、住民税均等割が非課税相当となった世帯※①②共に世帯全員が、住民税が課税されている親族などの扶養を受けている場合は対象外 支給方法/①市から確認書を送付。返信があった方から順次支給②要申請。要件(市報参照)を満たしている方に支給

支給額/1世帯当たり10万円

調布市支給時期や申請方法などの詳細は市報2月5日号や市報(右のQRコードからアクセス可)などでお知らせ

調布市非課税世帯等臨時特別給付金担当 ☎481-7350



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金の申請期間を延長

調布市3月31日(木)まで

調布市社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付を受け、最終借入が終わっている方②令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する方で再貸付を受けておらず、初回の緊急小口資金と総合支援資金を受け、当該貸付の最終借入が終わっている方③自立支援金の受給期間が終了したが、引き続き生活が困窮している方

※①～③共に月1回以上の自立相談支援機関での面接、月2回以上のハローワークなどでの職業相談、週1回以上の求人応募または面接を行う方

支給額/単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円

支給期間/3カ月

調布市必要書類(申請書、住民票の写し、再貸付などの借用書、世帯の収入が確認できる書類、世帯全員の金融機関の口座の通帳の写しなど)を〒182-8511市役所3階生活福祉課へ持参または郵送(必着) 調布市詳細は市報参照

調布市生活困窮者自立支援金担当 ☎481-7275

深大寺地域福祉センター 住民票などの発行窓口は2月上旬に再開予定

深大寺地域福祉センターの証明書発行窓口は改修工事のため、総合体育館に一時的に移転しています。工事の進捗状況により、再開時期が変更になる場合があります。

調布市再開後、3月末までは駐車場は利用不可

調布市現地証明書発行窓口 ☎486-3851

(市民課)

調布市民意識調査にご協力を

今後の市政運営に活用することを目的に行う調査です。1月中旬に対象者に調査票を送りました。調査票が届いた方は、期限までに回答をお願いします。

調布市調布市に住民登録をしている16歳以上の方から無作為に抽出した約3000人

調布市調査結果の概要は、市報や市報などで公表

調布市企画経営課 ☎481-7368

パブリック・コメント

調布市バリアフリーマスタープラン及び 調布市バリアフリー基本構想(案)

意見の提出(案の公開)期間/1月20日(木)～2月18日(金)(必着)

案の公開場所/交通対策課(市役所7階)、公文書資料室(市役所4階)、神代出張所、文化会館たづくり11階みんなの広場、市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)、各図書館・公民館・地域福祉センター(下石原・深大寺・染地除く)、教育会館(1階)、市報

意見の提出方法/直接(直接の場合は、土・日曜日、祝日を除く)または郵送・FAX・Eメールに、住所、氏名、意見を明記し、期限までに提出先に提出(各公共施設の意見提出箱にも提出可)

意見の提出先/〒182-8511市役所交通対策課 ☎481-6800

E:koutuu@w2.city.chofu.tokyo.jp

提出意見と市の考え方の公表/4月頃に市の報などでお知らせ

調布市交通対策課 ☎481-7454